

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 5 年里庄町条例第 8 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 11 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第2号

専決処分書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

里庄町長 加藤 泰久



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第132号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和5年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和35年里庄町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第25条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第25条の2中「第26条の2」を「第26条の2第1項」に改める。

第26条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第12項及び第13項中「第25条第1項の」を「第25条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の里庄町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。